

健康保険の扶養に入るとき 確認フローチャート



その対象者はあなたの配偶者(内縁含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれかにあたりますか？

いいえ

「異動届」裏面の「被扶養者の範囲」をご確認ください。白塗り部分に該当する場合、同居等の必須条件があります健康保険組合へお問い合わせください

はい

その対象者はあなたと「同居」していますか？

いいえ

別居の方を扶養認定する場合、仕送り等の条件があります健康保険組合までお問い合わせください

はい

その対象者の年収はあなたの年収の半分未満ですか？

いいえ

扶養に入れることはできません

はい

その対象者の恒常的な年間総収入^{※1}は 130 万円未満ですか？
(19 歳以上 23 歳未満の方 (配偶者は適用外)は 150 万円未満
60 歳以上または障害者 3 級以上の方は 180 万円未満)

いいえ

扶養に入れることはできません

はい

その対象者は、あなたから生活費を継続して援助されており、あなたによって「主として」生計を維持されていますか？

いいえ

扶養に入れることはできません

はい

その対象者は被扶養者になれる可能性があります

★ご注意ください★

さまざまな証明書類を基に、健康保険組合が公平かつ厳正に審査し総合的に判断して被扶養者認定をします。

当チェックシートに該当しても必ず認定できるわけではありません。まずは下記の書類を各工場総務（本社は人事部）へご提出ください。

健康保険組合への提出書類

- ・健康保険被扶養者異動届
- ・健康保険被扶養者現況届
- ・その他添付書類

※添付書類については、「健康保険被保険者異動届」裏面を参照ください。

本社人事部への提出書類

- ◆配偶者のみ提出
- ・国民年金第 3 号被保険者関係届
- ◆全員提出
- ・扶養控除等(異動)申告書

[※1]恒常的な年間総収入とは、申請時より前年 1 年間の給与、事業、不動産、年金（老齢・遺族・障害等）など、今後恒常的に受ける所得控除前の年間総収入のこと。（※交通費・賞与など含む。）退職による申請の場合、過去の収入が 130 万円以上あったとしても要件を満たすことで認定可能です。

★なお、失業給付受給期間中は、受給する日額によっては扶養認定できません。くわしくは健康保険組合へお問い合わせ下さい。